

令和8年度八重瀬町会計年度任用職員 名簿登録者募集案内

～会計年度任用職員とは、地方公務員法に定められた一般職の非常勤職員です～

申込受付期間 令和8年1月5日（月）～令和8年1月30日（金）必着

※電子申請もできます。詳細は八重瀬町ホームページをご覧ください。

※総務課窓口へ持参する場合は、平日8時30分～17時15分の受付です。

（昼休憩12時～13時を除く）

※土日、祝日及び業務時間外は受付していません。

募集期間が過ぎても名簿登録者の受付を随時いたしますが、令和8年4月からの採用については、1月30日（金）までに『登録申込書』を提出された方から順次選考を行います。

（1月30日を過ぎての申し込みで定員に達した場合は選考しないこともあり、面接等の連絡がないこともあります。）

また、お申込み頂いても必ずしも採用されるものではありませんのでご了承ください。

1. 募集職種・業務内容等

別紙『募集職種・職務一覧』に記載のとおり

2. 名簿登録期間

登録受付日～令和9年3月31日

3. 任用期間

1 会計年度内（最長 4月1日～翌年3月31日の間）

※職種によっては任用期間が異なります。

※採用後1ヶ月間は条件付き採用期間になります。

※勤務状況・人事評価等により翌年度以降も再度任用される場合があります。

4. 応募資格

次のいずれにも該当しない方

① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

② 八重瀬町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※応募にあたって年齢の上限はありません。

5. 勤務条件等

給料・報酬：募集職種一覧に記載（職務経験により上限の範囲内で加算される場合あり）

休暇：年次休暇、夏季休暇、忌引休暇、その他特別休暇（有給、無給）あり

昇給：再度の任用があった場合、上限の範囲内で昇給があります。

期末手当：6月以上の任期があり、かつ週の勤務時間数が15時間30分以上の場合に支給。

年2.525月分（支給月6月・12月）※支給割合は在職日数で異なります。

勤勉手当：6月以上の任期があり、かつ週の勤務時間数が15時間30分以上の場合に支給。

年2.125月分（支給月6月・12月）※支給割合は在職日数等で異なります。

通勤手当：通勤距離が2km以上ある場合（徒歩、送迎、乗合での通勤は対象外）

社会保険等：加入要件を満たす場合、健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険を適用

注）上記の内容は法令・条例等が改正された場合はそれに準じて変更となる場合があります。

6. 服務及び懲戒

常勤の職員と同様に、地方公務員法上の「服務の宣誓」「法令及び上司の職務上の命令に従う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」「職務に専念する義務」「政治的行為の制限」「営利企業への従事等の制限（フルタイムのみ）」等の服務に関する各規定が適用され、かつ、懲戒処分の対象となります。

7. 提出書類 ※電子申請も可（メールでの提出受付はしていません。）

- ① 八重瀬町会計年度任用職員登録申込書（A4両面印刷）
- ② 資格・免許等の写し（資格等を要する職種のみ）

8. 登録申込から採用までの流れ

- ① 電子申請又は、紙の登録申込書提出
- ② 書類選考、面接（担当課が実施）
- ③ 採用・不採用決定後、本人へ連絡

9. その他

- ① 採用については予算の成立を条件とします。
- ② 職員用駐車場を利用される場合、駐車場代を徴収します。

提出先・お問い合わせ

〒901-0492 沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平1188番地
八重瀬町役場 総務課 人事秘書班（TEL:098-998-2200）